

「平成 28 年台風第 10 号に係る災害に関する特別相談窓口」の設置について

岩手県信用保証協会では、台風第 10 号に係る災害によって影響を受けている中小企業者・小規模事業者の皆様からの相談に対応するため、下記のとおり相談窓口を設置しました。

記

1. 相談窓口の名称 「平成 28 年台風第 10 号に係る災害に関する特別相談窓口」
2. 設 置 日 平成 28 年 9 月 1 日
3. 設 置 場 所 本所営業部保証一課、保証二課及び各支所
4. 土日休日対応について（当分の間）

災害救助法の適用を受けた 12 市町村を管轄する保証担当部署において、土日休日の 9：00 から 17：00 まで相談対応いたします。

| 適用市町村 | 担当部署名 |
|---------------------------|-------|
| 盛岡市 | 保証一課 |
| 宮古市、岩泉町 田野畑村 | 宮古支所 |
| 久慈市、普代村 軽米町、野田村 一戸町 | 二戸支所 |
| 遠野市、釜石市、 大槌町 | 釜石支所 |

※ご相談がある方は、最寄りの保証協会の相談窓口までご連絡ください。